

入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 輸液ポンプ(割賦購入) 外
- (2) 規格及び数量 詳細は仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和6年7月31日
- (4) 納入場所 国立大学法人筑波大学附属病院けやき棟B1階MEセンター

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

問合先 〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1

国立大学法人筑波大学病院総務部管理課（担当：齋藤悠）

電話番号 029-853-3515

3 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類等の提出期限等

- (1) 提出先 上記2の仕様書等関係書類交付場所と同じ。
- (2) 提出期限 令和6年6月27日 12時00分

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年7月5日 14時00分
- (2) 場所 〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学附属病院
B棟2階B206管理課入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて医療機器の販売業の許可を得ていることを証明した者であること。
- (6) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 落札者の決定方法
本契約は、価格交渉落札方式とする。
国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和6年6月17日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平 松 祐 司

入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出日時 令和6年7月5日 14時00分
場所 国立大学法人筑波大学附属病院B棟2階B206 管理課入札室
- 2 入札書は別添記載例を参考に別紙様式により作成し、封書に入れ密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）、及び件名を記載して提出すること。
- 3 代理人が入札する場合は必ず代理委任状を一通提出すること。
- 4 入札書作成の注意
 - (1) 件名は仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
 - (2) 入札金額は算用数字を用いて明確に記載すること。
 - (3) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し押印すること。
(ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印)
 - (4) 日付を必ず記載すること。
- 5 無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
 - (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - (2) 件名及び入札金額のない入札書
 - (3) 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
 - (5) 件名に重大な誤りのある入札書
 - (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
 - (8) その他入札に関する条件に違反した入札書
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 いったん提出された入札書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 8 入札会場には、競争加入者等並びに入札事務に係りの職員以外の者は入場することができない。
- 9 入札を行った結果、予定価格の制限に達する入札がないときは、再度の入札を行う。
- 10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。
- 11 落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。
国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格

の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。

1.2 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類等

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類等（以下「競争参加者の確認書類」という。）を下記の期日までに提出すること。提出された書類は本学技術審査委員会にて審査し、合格した者のみ本入札に参加できる。

なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

(1) 競争参加資格の確認のための書類

- ・令和6年度の資格審査結果通知書

（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し・・・・・・・・・・ 1部

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく高度管理医療機器（または特定保守管理医療機器）販売許可証の写し・・・・・・ 1部

(2) 納入できることを証明する書類

- ・代理店証明書（販売代理店が参加する場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・定価（価格）証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・納入実績表・・ 1部
- ・参考見積書・・ 1部
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・外国製品による場合は次の書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1部

①インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）

②上記(1)の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業）からの、「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

(3) 例示品と同等品以上であることを証明する書類

- ・仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値または具体的な表現で記載した技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
- ・提案物品すべてのカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部

(注) 上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

■提出期限

令和6年6月27日（木）12時00分

■提出場所

〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1

国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 齋藤

電話番号：029-853-3515

1.3 その他

(1) この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則

http://www.tsukuba.ac.jp/public/ho_kisoku/s-03/s-03.html

- ・物品供給契約基準

<http://www.tsukuba.ac.jp/public/bid.html#kijun>

(2) 添付資料

- ① 仕様書
- ② 契約書（案）
- ③ 入札書様式

- ④ 入札書記載例
- ⑤ 委任状参考例
- ⑥ 参考見積書の提出に係る留意事項について

仕 様 書

1. 調達物品名 輸液ポンプ（割賦購入） 外
2. 規格及び数量 別紙のとおり
3. 納入期限 令和6年7月31日
4. 納入場所 筑波大学附属病院けやき棟B1階MEセンター
5. 支払い
 - (1) 代金は8回（84月・7年）に分割して毎年度支払うものとする。なお、代金の支払いは各年度1回とし、第1回目の支払いは、代金総額の $8/84$ 及び第2回目から第7回目の支払いは、代金総額のそれぞれ $12/84$ 並びに第8回目の支払いは、代金総額の $4/84$ をそれぞれ支払うものとする。
 - (2) 第1回目の支払いは、検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
 - (3) 第2回目以降の支払いについては、毎年4月1日以降の支払いとし、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
6. その他
 - (1) 本学附属病院担当者の指示により供給する物品の搬入、据付、調整等を行うものとし、搬入等の際、本学附属病院の診療業務に支障を来さないよう十分に配慮すること。
 - (2) 本機器について、納品検収後、正常な使用状態において発生した障害については、無償にて修理または交換を供給者側が行うものとし、その保証期間を1年間とする。
 - (3) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び物品供給契約基準によるものとする。
 - (4) その他詳細については、本学担当職員の指示によるものとする。

調達物品に備えるべき技術的要件

1. 調達物品の規格及び数量

輸液ポンプ（割賦購入） 外（内訳は別紙のとおり）

上記例示品または同等品以上とする。

2. 同等品以上のもので参加する場合

同等品以上のもので参加を希望する者は、あらかじめ同等品以上であることを証明できる書類を令和6年6月27日(木)12時00分までに提出し、本学が同等品以上と認めた場合のみ参加することができる。

3. 性能、機能に関する要件

1-1 輸液ポンプ20台はポンプ本体及びその付属品で構成され、以下の要件を満たすこと。

1-1-1 付属品、外形寸法、質量、電源、電気的安全規格、使用条件等に関し以下の要件を満たすこと。

1-1-1-1 ガートルスタンドの任意の位置に取り付けできるポールクランプを装備し、脱着が簡単であること。

1-1-1-2 外形寸法は、本体幅130mm、高さ170mm、奥行80mmの各以内であること。

1-1-1-3 Li-ionまたはNi-MHバッテリー(充電式)を内蔵していること。

1-1-1-4 本体の質量は、1.5kg以内(バッテリー含、付属品を除く)であること。

1-1-1-5 電源は、内蔵バッテリー(充電式)とAC100V(50/60Hz)であること。また、内蔵バッテリーの充電機能を有すること。

1-1-1-6 内蔵バッテリーでの連続稼働時間は、3時間以上(新品バッテリー、満充電。流量25mL/hでの連続使用時)であること。

1-1-1-7 内蔵バッテリーの充電時間は、およそ8時間以内であること。

1-1-1-8 電気的保護手段による分類はクラスⅠまたはⅡ機器及び内部電源機器で、装着部分類はCF形であること。

1-1-1-9 使用環境条件は、温度5～40℃、相対湿度20～90%であること。

1-1-1-10 電気機械器具の防水規格保護等級(JIS C 0920)はIP3以上であること。

1-1-1-11 JIS規格 JIS T 0601-2-24 相当に準拠していること。

1-1-1-12 漏洩した輸液が、センサー部、駆動部、電源接続部等の重要な部分に垂れ込みにくい構造であること。

1-1-1-13 厚生労働省医薬局長通知(医薬発第0318001号)「輸液ポンプ等に関する医療事故防止対策について」に適合していること。

1-1-1-14 滴落検知器を装備していること。

1-1-2 基本性能および操作に関し、以下の要件を満たすこと。

- 1-1-2-1 電源投入時にセルフチェックを行い、異常と判断された場合使用できない機能を有すること。また電源投入後も、セルフチェック等で異常と判断された場合は警報を発すること。
 - 1-1-2-2 電源投入時の流量は「0mL/h」、積算量は「0mL」の設定になっていること。
 - 1-1-2-3 日時設定機能を有すること(カレンダー、時計を内蔵していること)。
 - 1-1-2-4 流量設定や予定量設定の入力など液晶タッチパネル方式であること。また物理ボタンは電源ボタン1つであること。
 - 1-1-2-5 流量設定範囲は原則1~500mL/hの範囲と700~1200ml/hの範囲を選択できること。
 - 1-1-2-6 流量精度(誤差)は、±10%以内(指定の輸液セットで水を使用した場合の輸液開始1時間以降の1時間ごとの精度)であること。
 - 1-1-2-7 早送り機能を有し、早送り時の流量は最大設定流量であり、早送り量は積算量に加算されること。
 - 1-1-2-8 KOR(キープオープンレート、輸液完了安全装置機能)を有すること。
 - 1-1-2-9 輸液が終了するまでの残時間を輸液中及び停止中に表示する機能を有すること。
 - 1-1-2-10 汎用輸液セットを用いて回転数制御方式にて使用可能であること。
- 1-1-3 表示機能に関し、以下の要件を有すること。
- 1-1-3-1 表示部の輝度調節機能を有すること。
 - 1-1-3-2 流量、積算量、予定量、残時間を同時に表示すること。
 - 1-1-3-3 動作時、警報時等をランプ等で、離れた場所からもポンプの状態を確認できる機能を有すること。
 - 1-1-3-4 警報発生時に警報内容と対策を確認できること。
 - 1-1-3-5 閉塞警報設定時(感度)を表示する機能を有すること。
 - 1-1-3-6 バッテリー残量表示機能を有すること。
 - 1-1-3-7 AC電源接続の有無を表示する機能を有すること。
- 1-1-4 警報機能に関し、以下の要件を満たすこと。
- 1-1-4-1 輸液開始忘れ警報、輸液完了警報機能を有すること。
 - 1-1-4-2 バッテリーの残量に応じた、バッテリー残量低下警報(表示、警報音とも)機能を有すること。
 - 1-1-4-3 バッテリーに不具合が発生した場合に、異常を知らせる表示等の機能を有すること。
 - 1-1-4-4 警報音の音量調整・警報音切り替え機能を有すること。
 - 1-1-4-5 輸液セット不良が発生した場合、警報を発する機能を有すること。
 - 1-1-4-6 閉塞を検出する能力を有すること。
 - 1-1-4-7 気泡検知機能を有すること。
 - 1-1-4-8 電源ケーブルが外れると警告する機能を有すること。
 - 1-1-4-9 滴落検知器が外れた際警報を発する機能を有すること。
 - 1-1-4-10 警報音を消音後、警報が継続する状態で2分程度放置した場合に再度警報音を発報する機能を有すること。
- 1-1-5 安全機能に関し、以下の要件を満たすこと

- 1-1-5-1 流量を入力しないと、輸液を開始できない機能を有すること。
- 1-1-5-2 装着不良の場合は輸液を開始できないもしくは輸液を停止させる機能を有すること。
- 1-1-5-3 キーロック機能を有し容易に解除できないこと。但し、警報発生時には解除できること。

- 1-1-6 保守用機能については、以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-6-1 ヒストリー機能を有し、最新の操作履歴、警報履歴等を 3000 件以上記録し、ポンプ本体およびコンピュータに出力し、確認できること。
 - 1-1-6-2 メンテナンスタイマー機能を装備していること。

- 2-1 シリンジポンプ 30 台は本体及びその付属品で構成され、以下の要件を満たすこと。
 - 2-1-1 シリンジポンプは以下の機能を満たすこと。
 - 2-1-1-1 厚生労働省医薬局長通知（医薬発第 0318001 号）「輸液ポンプ等に関する医療事故防止対策について」に適合していること。
 - 2-1-1-2 IEC60601-1:2005/Amd. 1:2012、または JIS T 0601-1:2017 に適合していること。
 - 2-1-1-3 IEC60601-2-24:2012、または JIS T 0601-2-24:2018 に適合していること。
 - 2-1-1-4 JIS T 60601-1-8:2012（医用電気機器及び医用電気システムの適合したアラームシステムに関する一般要求事項）に適合していること。
 - 2-1-1-5 EMC（電磁両立性）規格 IEC 60601-1-2:2007 または JIS T 0601-1-2:2012 に適合していること。また、個別規格 JIS T 0601-2-24:2018（輸液ポンプ及び輸液コントローラの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項）で要求されている EMC のレベルにも適合していること。
 - 2-1-1-6 ディスポーザブルシリンジはテルモ社製 汎用注射筒 テルモシリンジの 5, 10, 20, 30, 50mL のサイズが使用可能であること。
 - 2-1-1-7 薬剤充填シリンジはサンドファーマ社製プロポフォール注射剤 1%ディプリバン注-キットが使用できること。
 - 2-1-1-8 本体表示部はカラー液晶画面を搭載していること。
 - 2-1-1-9 脱着可能なポールクランプを有すること。
 - 2-1-1-10 ポールクランプとの着脱を簡便にする機能を有すること。
 - 2-1-1-11 ポールクランプはポールサイズにねじを回すことなく、あわせられる機能を有すること。
 - 2-1-1-12 本体の重さが 1.5kg 未満と軽量であること。
 - 2-1-1-13 持ち運び時に便利なハンドルを有していること。
 - 2-1-1-14 閉塞警報が発生した際は、モーターを逆回転して輸液ライン内圧を緩和し、ボラス量を低減できる機能を有すること。
 - 2-1-1-15 1 本の電源コードで複数のポンプに AC 電源が供給できる多連架台に搭載できる機能を有すること。
 - 2-1-1-16 多連架台に搭載し、AC 電源が供給できる機能を有すること。
 - 2-1-1-17 ポールクランプに搭載できること。
 - 2-1-1-18 テルモ社製シリンジポンプ TE-351 と早送り・開始・停止スイッチの配置

が同一であること。

- 2-1-1-19 テルモ社製シリンジポンプ TE-351 とシリンジ装着、流量設定、早送り、開始、停止などの基本操作が同一であること。
- 2-1-1-20 無線による通信機能を有すること。
- 2-1-1-21 有線による通信機能を有すること。
- 2-1-1-22 情報システム（電子カルテ等）との接続が可能なインターフェイスと通信手順（プロトコル）を有すること。

2-1-2 シリンジポンプは以下の画面機能を有すること。

- 2-1-2-1 流量、積算量を同時に表示する機能を有すること。
- 2-1-2-2 タッチパネルを搭載し、項目の設定等が効率的であること。
- 2-1-2-3 タッチパネルの誤操作防止のため、一定時間操作されないと、自動的にロックがかかる機能を有すること。
- 2-1-2-4 内蔵バッテリーの充電量及び残量を 5 段階表示する機能を有すること。
- 2-1-2-5 閉塞検出の感度設定を液晶画面上に表示する機能を有すること。
- 2-1-2-6 投与ラインの内圧レベルをアイコンで 4 段階表示する機能を有すること。
- 2-1-2-7 キーロック状態をアイコンで表示する機能を有すること。
- 2-1-2-8 外部通信時に表示するアイコンを有すること。
- 2-1-2-9 メンテナンスタイマーを表示するアイコンを有すること。
- 2-1-2-10 電源起動時にメンテナンス時期であることをお知らせする機能を有すること。
- 2-1-2-11 警報を消音していることを表示するアイコンを有すること。
- 2-1-2-12 シリンジ装着を促すビジュアルガイダンス機能を有すること。
- 2-1-2-13 スタンバイ中であることを表示する機能を有すること。
- 2-1-2-14 送液中、警報発生等が確認できる動作インジケータを有すること。
- 2-1-2-15 警報状態を警報レベルに合わせて赤あるいは黄色で表示する機能を有すること。
- 2-1-2-16 警報発生時に警報内容、および対処法が表示されること。

2-1-3 シリンジポンプは以下の設定機能を有すること。

- 2-1-3-1 設定の桁間違いを防止するため、流量は設定ダイヤルで設定する機能を有すること。
- 2-1-3-2 停止スイッチを押しながら設定ダイヤルを回すと、設定値の変更量を 100 倍にするなどの設定ステップを加速する機能を有すること。
- 2-1-3-3 流量設定範囲は 0.1～1200.0mL/h 以上であること。
- 2-1-3-4 流量精度が±3%以内、機械精度は±1%以内であること。
- 2-1-3-5 流量の入力間違いを防ぐため、流量等に上限・下限を設定できる機能を有すること。
- 2-1-3-6 流量設定においてソフトリミット（上限・下限への到達を確認し、超えることができる）、ハードリミット（これ以上の設定を行えない上限・下限を任意の値に設定可能な機能）を有すること。
- 2-1-3-7 予定量の設定が可能な機能を有すること。
- 2-1-3-8 桁間違い等の入力間違いを防ぐための流量、予定量の大小判定機能を有すること。

- 2-1-3-9 予定時間設定が可能な機能を有すること。
 - 2-1-3-10 予定量と予定時間から流量を計算する機能を有すること。
 - 2-1-3-11 血栓形成予防としてキープ・オープン・レート (KOR) 機能を有すること。
 - 2-1-3-12 KOR 機能の流量を変更する機能を有すること。
 - 2-1-3-13 投与単位は mL/h、 μ g/kg/min、mg/kg/h が選択可能な機能を有すること。
 - 2-1-3-14 1%ディプリバン注-キットを mg/kg/h で投与する機能を有すること。
 - 2-1-3-15 使用しない投与モード、及び投与単位を非表示にする機能を有すること。
 - 2-1-3-16 電源起動時の投与モード、及び投与単位を選択できる機能を有すること。
 - 2-1-3-17 投与単位が μ g/kg/min、mg/kg/h の場合、薬剤量、溶液量を設定できる機能を有すること。
 - 2-1-3-18 1%ディプリバン注-キットを mg/kg/h で投与する場合、薬剤濃度は 10 mg/mL (1%) で固定されていること。
 - 2-1-3-19 送液中に流量、投与量の変更が可能な開始中流量/投与量変更機能を有すること。
- 2-1-4 シリンジポンプは以下のその他機能を有すること。
- 2-1-4-1 10 分間隔で最大 60 分まで設定可能な、スタンバイ機能を有すること。
 - 2-1-4-2 ハンズオンボラス機能 (ボラス流量を設定する機能) を有すること。
 - 2-1-4-3 ハンズフリーボラス機能 (ボラス予定量とボラス予定時間を設定する機能) を有すること。
 - 2-1-4-4 ボラス流量、またはボラス予定量、予定時間を都度設定できる機能を有すること。
 - 2-1-4-5 早送り量の上限を設定できる機能を有すること。
 - 2-1-4-6 ボラス量の上限を設定できる機能を有すること。
 - 2-1-4-7 残量警報の発報条件を押切前の位置、もしくは時間に切り換える機能を有すること。
 - 2-1-4-8 閉塞検出感度を 10 段階と細かく設定できる機能を有すること。
 - 2-1-4-9 警報メロディは従来品と同様の音色に設定できる機能を有すること。
 - 2-1-4-10 閉塞検出圧設定、液晶輝度、音量設定などの設定項目の変更を制限することができる機能を有すること。
 - 2-1-4-11 時刻に応じて液晶輝度、動作インジケータの明るさを調整する機能を有すること。
 - 2-1-4-12 次の使用条件に合致すること (周囲温度 5~40°C、相対湿度 20~90%RH (結露なきこと)、気圧 70~106kPa (700~1060hPa))。
 - 2-1-4-13 次の電源条件に合致すること (AC 電源 : 100V、50-60Hz、DC 電源 : 12~15V)。
 - 2-1-4-14 消費電力が AC 電源使用時 20VA 以下、DC 電源使用時 20W 以下と省エネであること。
 - 2-1-4-15 電源保護の分類がクラス II 機器及び内部電源機器、耐除細動形 CF 形装着部であること。
 - 2-1-4-16 消毒用エタノールを使用して清掃できること。
 - 2-1-4-17 メンテナンスタイマ機能は 1~36 カ月の範囲で 1 カ月単位で設定する機能を有すること。

- 2-1-4-18 動作履歴を 10,000 件記録し、表示できるヒストリ機能を有すること。
- 2-1-4-19 本体に対する衝撃や落下を検出し、記録・表示する機能を有すること。
- 2-1-4-20 内蔵バッテリーに何らかの不具合があった場合、それをお知らせする機能を有すること。
- 2-1-4-21 内蔵バッテリー、AC/DC 電源の両方が喪失した場合、警報を鳴らす機能を有すること。
- 2-1-4-22 定期交換部品は内蔵バッテリーのみであること。
- 2-1-4-23 内蔵バッテリーの定期交換周期は 2.5 年以上であること。
- 2-1-4-24 内蔵バッテリーの定期リフレッシュは不要であること。
- 2-1-4-25 内蔵バッテリーは新品バッテリーで約 12 時間稼働可能な機能を有すること。
- 2-1-4-26 薬液の侵入を防ぐ構造で防まつ構造 (IPX4) の機能を有すること。
- 2-1-4-27 埃等の異物の侵入を防ぐ度合い (防塵性能) が IP3X の機能を有すること。
- 2-1-4-28 残量検出点検、閉塞検出点検、流量精度点検、バッテリー点検を容易に行うことができる機能を有すること。
- 2-1-4-29 履歴、点検記録の取得、各種設定の読み出し、変更が通信で可能なツールが提供されていること。

3. 搬入・据付・調整等

- 1-1 調達物品は、本学附属病院の指定する場所に搬入・設置すること。
- 1-2 調達物品の納入にあたっては、本学附属病院と協議を行い、本学附属病院の指示に従うこと。
また、協議結果は作業計画書にまとめて、事前に提出すること。
- 1-3 調達物品の搬入に必要な運送料、保険料およびその他一切の経費は、本調達に含むものとする。
- 1-3 作業にあたっては、本学附属病院の医療業務を考慮の上、十分注意して納入するものとする。
- 1-5 納入にあたっては、供給者が責任をもって行うものとし、事故等に関しては一切の責任を負うものとする。
- 1-6 その他、不明な点は本学附属病院の指示に従うものとする。

4. 保守体制等

- 1-1 保守体制に関し、以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-1 通常使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。また、保守体制のサポート体制を担当者名・連絡先を記載して提出すること。
 - 1-1-2 通常の使用により故障した場合の無償保証に応じること。
 - 1-1-3 別途、システムの保守契約ができる体制であること。
 - 1-1-4 メンテナンス講習費用およびメンテナンス講習に必要な器具が含まれていること。
- 1-2 契約不適合責任に関し、以下の要件を満たすこと。
 - 1-2-1 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に

適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

1-2-2 前項の契約不適合の場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

1-3 障害支援体制に関し、以下の要件を満たすこと。

1-3-1 障害時において復旧のための休日を除き通報を受けてから翌営業日に対応できる体制であること。

5. その他

(1) 教育体制等

本調達機器の導入時取扱説明は、本学附属病院が指定する日時、場所で1回以上程度実施すること。

(2) 操作マニュアル及び障害時の復旧手順書を日本語で3部提出すること。

(3) 検査

検査員または要求担当者の立会いのもとに本仕様書の記載事項を満たしているかの検査を行なう。

別紙

品名	製造会社	規格	数量	備考
輸液ポンプ (割賦購入)外				
内訳				
キュアセンス輸液ポンプ	(株)JMS	IP-100	20台	
テルフュージョン シリンジポンプ 38型	テルモ(株)	TE-381	30台	

物品供給契約書

供給すべき物品の表示 輸液ポンプ(割賦購入) 外

(内訳は別紙1のとおり)

代 金 額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金〇〇〇, 〇〇〇円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人筑波大学分任契約担当役附属病院長 平松 祐司(以下「甲」という。)と
供給者 (以下「乙」という。)との間において上記物品
(以下「物品」という。)について、上記の代金額で、次の条項により供給契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、甲に対し物品の供給をするものとする。

第2条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札の際に提出した入札機器の技術仕様書その他の書類に明記されたものとする。

第3条 物品は、国立大学法人筑波大学附属病院けやき棟B1階MEセンターに納入するものとする。

第4条 物品の納入期限は、令和6年7月31日までとする。

第5条 納品書(給付完了の通知)は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。なお、甲は納品書の受領後、速やかに納品検査を行うものとする。

第6条 代金は、令和6年度から8回(7か年)に分割して毎年度支払うものとする。なお、代金の支払いは各年度1回とし、別紙2支払内訳書のとおり支払うものとする。

2 第1回目の支払いは、検査終了後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

3 第2回目以降の支払いについては、毎年4月1日以降の支払いとし、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第7条 代金の請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。

第8条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、その物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第9条 契約保証金は、免除する。ただし、乙の故意または重大な過失により物品の供給が著しく遅延するおそれがあるときは、甲は、契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は契約額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。

第10条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び物品供給契約基準によるものとする。

第11条 乙が物品を甲に引き渡した後も物品の所有権は、代金完済まで乙にあるものとし、代金

完済時に乙から甲に所有権を移転するものとする。乙が必要と認めるときは、甲は乙の指示に従い物品の所有権が乙にある旨の表示をするものとする。

第12条 納入検査終了後以降は、物品の危険負担は甲に帰属するものとし、物品の破損、滅失、盗難、紛失、被搾取その他によって生じる一切の損害については、たとえ不可抗力に因る場合といえども甲が負担するものとする。

第13条 この契約について、検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第14条 甲は、物品の質入、売却、贈与、貸与等乙の権利を侵害する行為をしないものとする。

2 甲は、乙の書面による承諾なく次の行為をしないものとする。

- ① 物品を他の不動産または動産に付着させること
- ② 物品の改造、加工等現状を変更すること
- ③ 物品の占有を移転し、または設置場所を移転すること

3 甲は、物品の保管又は使用によって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

第15条 乙は、甲が契約に違反した場合、この契約を解除することができる。この場合、乙が受領済みの分割払金は物品の使用料として収受し、甲に返還しないものとする。また、甲は乙に生じた損害を賠償するものとする。

第16条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平 松 祐 司

乙

支払内訳書

回数	支払年度	支払金額	本体価格	消費税額及び 地方消費税額	請求時期
1	令和6年度				納入後
2	令和7年度				R7.4.1以降
3	令和8年度				R8.4.1以降
4	令和9年度				R9.4.1以降
5	令和10年度				R10.4.1以降
6	令和11年度				R11.4.1以降
7	令和12年度				R12.4.1以降
8	令和13年度				R13.4.1以降
合	計				

※第1回目の支払いは、代金総額の8/84及び第2回目から第7回目の支払いは、代金総額のそれぞれ12/84並びに第8回目の支払いは、代金総額の4/84をそれぞれ支払うものとする。

別紙2

入 札 書

件 名 輸液ポンプ(割賦購入) 外

入 札 金 額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 殿

競争加入者

⑩

様式34

記載例 1(代理人が入札する場合)

入札書

件名 輸液ポンプ(割賦購入) 外

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 殿

競争加入者

〇〇県〇〇〇市〇〇〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

代理人

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

又は

代理人 〇 〇 〇 〇 印

様式34

記載例 2(復代理人が入札する場合)

入札書

件名 輸液ポンプ(割賦購入) 外

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 殿

競争加入者

〇〇県〇〇〇市〇〇〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

復代理人 〇 〇 〇 〇 印

参考例 1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名：輸液ポンプ（割賦購入） 外

委任事項 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札
立合及び再度入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



(注) 1 事前に提出する入札書を代理人（入札書記載例 1 の社員等）が作成する場合は、委任事項 2 が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例 1 の支店長等）が作成する場合は、委任事項 2 は削除すること。

2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇 〇 〇 〇を〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇 〇 〇 〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名：輸液ポンプ（割賦購入） 外

委任事項 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



（注）1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）

3 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

別紙

【参考見積書の提出に係る留意事項】

提出していただく見積書は、応札希望者から本学の契約事務の一環として市場調査するために提出していただく書類です。

したがって、見積書に記載する価格は安易に契約不可能な価格を記載することがないように、且つ、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないように仕様書の内容を十分に精査したうえで価格を記入し提出願います。

また、応札価格は提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格よりも高くなるような事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害した不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下、「国立大学法人等」という。）にその情報が通知されますので、その情報を受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

技術審査申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 殿

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

1 入札の件名

輸液ポンプ（割賦購入） 外

2 添付書類

- (1) 令和6年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し：1部
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく高度管理医療機器（または特定保守管理医療機器）販売許可証の写し：1部
- (3) アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明する書類：1部
- (4) 代理店証明書（販売代理店が参加する場合）：1部
- (5) 入札機器のカタログ：1部
- (6) 入札物品の参考見積書：1部
- (7) 入札機器の価格表又は定価証明書：1部
- (8) 入札機器（関連製品を含む。）の納入実績表（不提出の場合は、理由書を提出すること。）：1部
※国立大学附属病院の納入実績の他、民間病院等の納入実績も含まれていることが望ましい。

(9-1) インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）：1部

(9-2) 上記(9-1)の種類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業から）のインボイス等輸入関係書類の不提出理由書：1部

(10) 例示品と同等品以上であることを証明する書類

- ・仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値または具体的な表現で記載した技術仕様書：3部
- ・提案物品すべてのカタログ：3部